

厚生年金基金の交付金の会計 処理

制度調査部
吉井 一洋

退職給付費用から控除

【要約】

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2006年10月27日に実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を公表した。
- 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年）により、厚生年金基金は、一定の場合には、所定の申請を行うことにより、翌事業年度に政府から交付金を受けることになった。
- 実務対応報告では、交付金を交付の都度、退職給付費用から控除することとしている。

◎企業会計基準委員会（ASBJ）は、2006年10月27日に実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を公表した。

◎「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年）により、厚生年金基金は、一定の場合には、所定の申請を行うことにより、翌事業年度に政府から交付金を受けることになった。今回の実務対応報告は、その交付金の母体企業（事業主）における会計処理を定めるものである。具体的な会計処理の内容は次のとおりである。

(1) 交付金の会計処理

◎厚生年金基金が政府(厚生年金本体)から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する。

(2) 交付金の開示

◎受け取ることとなった交付金の額を、退職給付費用の内訳の「その他」として記載する。

(3) 適用時期

◎本実務対応報告は、公表日（2006年10月27日）以後適用する。

◎当該交付金に関する会計処理の検討にあたり、まず、厚生年金基金制度に対する「退職給付に係る会計基準」の適用を見直すべきではないかという意見もあった。具体的には、厚生年金基金の代行部分を退職給付会計の対象外とすべきである、代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見があった。しかし、このような意見については、なお検討を要するとの考えから、今回は交付金に絞って実務上の処理が示された。